

秋田県告示第94号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年3月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	
	郡市 町村 大字 字	地 番
浅見内2号	南秋田郡五城目町内川浅見内字家ノ沢	292番の一部（次の図に示す部分に限る。）
	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田	1番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、5番の一部（次の図に示す部分に限る。）、8番の一部（次の図に示す部分に限る。）、10番の一部（次の図に示す部分に限る。）、16番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、17番の一部（次の図に示す部分に限る。）、17番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、18番の一部（次の図に示す部分に限る。）、19番の一部（次の図に示す部分に限る。）、23番の一部（次の図に示す部分に限る。）、33番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、57番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、59番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、60番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、60番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、62番の一部（次の図に示す部分に限る。）、63番の一部（次の図に示す部分に限る。）、65番の一部（次の図に示す部分に限る。）、67番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、68番の一部（次の図に示す部分に限る。）、69番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、95番の一部（次の図に示す部分に限る。）、水路敷（次の図に示す部分に限る。）

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び秋田県秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。